

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」
最終報告草案に対する意見

平成 14年 5月27日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 殿

郵便番号 100 - 8116
(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまちにちょうめ
住 所 東京都千代田区大手町二丁目 3番 1号
(ふりがな) にっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏 名 日本電信電話株式会社
みやづ じゅんいちろう
代表取締役社長 宮津 純一郎

平成 14年 4月30日付け「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」最終報告草案に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
第一部門 経営企画担当
03-5205-5131

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会 (最終報告書草案) に対する意見

草案の記述

垂直統合型ビジネスモデルは、例えば以下のような問題を生じることが懸念される。

(1) ネットワークレイヤーにおいて市場支配的な事業者が上位レイヤーにおいて市場支配力を濫用することにより、上位レイヤーにおける公正競争環境を阻害するおそれがある。

(P.16 2-1)

ネットワークレイヤーにおける市場支配的な事業者がプラットフォームレイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保等については特に慎重な対処が求められる。(P.41 3-2-1)

ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者である東西N TTが上位レイヤーに進出する垂直統合型ビジネスモデルについては、ボトルネック設備を保有することに起因する市場支配力の濫用を防止し、東西N TTと他事業者との間の公正競争条件を確保することが求められる。これは、急速な発展が期待されるブロードバンド市場において、市場支配的な事業者が反競争的な行為を行った結果について、単にこれを事後的に排除するのみならず、事前に一定の公正競争条件を設定して当該行為を防止することが、当該市場の健全な発展に不可欠であると考えられることによるものである。

(P.20 2-2-1)

弊社の意見

- ブロードバンド市場は、各事業者が多様なビジネスモデルで事業展開を開始しており、垂直統合規制等の新たな事業規制を設けることなく、自由な競争の下で、各事業者の創意工夫を最大限に発揮させることが市場の活性化をもたらすと考えます。なお、競争の結果として、寡占等の弊害が生じた場合には、その際に規制を検討すれば良いと考えます。

- ブロードバンド市場の競争を考える際には、我が国の国際競争力を確保する意味でも、諸外国以上に厳しい規制は行うべきでないと考えます。

米国では、最近、ブロードバンドサービスに対する投資を促進し、普及を促進する観点から、ブロードバンドについては、既存の通信規制を撤廃し、自由な競争にゆだねる方向での競争政策が議論されている。

グローバル市場ではAOLタイムワナーやマイクロソフト等が水平・垂直方向へのビジネスを積極的に展開している。

- 東西N TTの設備については、既に徹底したオープン化 (ダークファイバ、ドライカッパー、コロケーション等) によりボトルネック性は解消されており、現にブロードバンドアクセス市場は激しい競争状態にあることから、東西NTTの上位レイヤーへの進出について新たな規制を設ける必要はないと考えます。

草案の記述

(2)市場支配的事業者の保有する機能のアンバンドル化

双方向ブロードバンドサービスが成長する中であっても、アクセス網のボトルネック性が解消しない場合には、引き続きボトルネック設備に係る機能のアンバンドル化を推進していくことが重要である。 (P.66 4-4-2 (2))

ダークファイバの開放は、他事業者の多様なサービス展開やMANの構築を可能とし、帯域の増強や品質の確保について柔軟な対応が可能となっている点で評価できる点であり、更に、他事業者による利用可能区間に係る情報開示等、ダークファイバの貸与に係る運用実態を把握し、改善すべき点があれば、速やかに所要の措置を講じていくことが必要である。 (P.66 4-4-2 (2))

コンテンツプロバイダ等の視点に立てば、特に市場支配的な事業者の保有するプラットフォームレイヤーの機能のオープン化(アンバンドル化)が重要であり、かつ当該レイヤーは技術革新が激しい分野であることを念頭に置きつつ、アンバンドル化の対象となる機能については、柔軟にその対象範囲の見直しを図っていく必要がある (P.66 4-4-2 (2))

弊社の意見

- ・ 今春、各地の電力系事業者が自ら光ファイバを設置して、ブロードバンドサービスに本格参入し、また、通信事業者以外でも、電力会社、国・地方自治体、鉄道会社等が光ファイバに積極的に投資して、通信会社に貸し出すビジネスを展開しており、光ファイバ設備市場は、完全な競争状態となっています。このような状況の下でNTT東西の光ファイバ設備のみに厳しい規制を課すことは、競争を歪めると共に、NTT東西の投資インセンティブを著しく阻害することから、NTT東西の光ファイバ設備を早急に指定電気通信設備規制の対象外とする必要があると考えます。
- ・ また、NTT東西の地域P網についても、ルーター等の局内設備は全ての事業者が競争的に調達することが可能、光ファイバは競争状態にある、局舎はコロケーションを可能としている、ことからボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設備の対象外とすべきと考えます。
- ・ プラットフォーム分野は規制のない分野であり、また、揺籃期にあることから、多種多様な事業者の参入が期待されています。一方、ネットワーク分野は既に十分オープン化を実施しており、ネットワーク分野で市場支配力を有することを理由に、新たにプラットフォーム分野で規制をかけることは、不相当であると考えます。

草案の記述

東西N TTが総務大臣の認可を受けて公正競争条件を担保しつつ上位レイヤーに進出する「活用業務」のスキームではなく、例えばN TT持株又は東西N TTの100%子会社として上位レイヤーに進出する場合、実態として、東西N TTが上位レイヤーに進出するのと同じ効果があるのではないか (P.22 2-2-2)

NTT持株及び東西NTTの子会社等については、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合には、特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることや、例えばグループドミナンス(市場支配的な事業者が子会社と共同又はこれを經由して関連市場において市場支配力を行使すること等について一定の競争ルールを課すもの)の概念の導入の是非についても、諸外国の状況等も勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。

(P.22 2-2-2)

弊社の意見

- ・東西N TTの子会社等による上位レイヤーへの事業展開については、組織や会計を分離して行っているものであり、公正競争を損なうものではないと考えております。
- ・また、本来各社の自主的な経営判断に委ねられるべきグループ運営に関して新たな規制を設けることは、子会社等を通じた経営効率化やブロードバンドビジネスの事業発展に対する阻害要因となることから不適當であると考えます。